

「障害者雇用促進企業等に対する優遇制度」の 登録申請に関する説明書

佐賀県では、障害者の雇用促進等のため、物品等の調達において
障害者を多数雇用している事業者（促進企業）
障害者就労施設から積極的に物品等を調達している事業者（支援企業）
を優遇する制度に取り組んでいます。
登録を希望される方は、申請書を提出してください。

障害者雇用促進企業（促進企業）とは

次のすべてに当てはまる事業者をいいます。

佐賀県内の本店、支店等における障害者雇用率が2.2%以上（H30.4.1~）であること。
物品調達については、佐賀県の物品等の競争入札参加資格を有すること。
佐賀県内に本店又は支店等を有すること。
中小企業者であること。（下記の表で業種ごとに定められた「資本額・出資総額」又は
「常用従業員数」のいずれかを満たす事業者をいいます。）

業種	資本額・出資総額	常用従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下

障害者雇用率は、「障害者雇用促進企業登録申請書（様式第1号）」により計算してください。

授産施設等支援企業（支援企業）とは

佐賀県内に本店又は支店等を有する事業者で、県内の障害者就労施設等から、過去1年間に50万円以上の物品を購入した事業者をいいます。

障害者就労施設とは、障害者の自立等を目的として職業訓練等を行う福祉施設等で、具体的には下記のをいいます。（「佐賀県の障害者就労施設等からの優先調達に関する要綱」第2条第4号）

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

イ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第3号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第69条に規定する精神障害者であって同法第43条第1項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者。

オ 障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体
優遇措置の内容

佐賀県が、随意契約において物品等を調達しようとする場合、

複数の事業者から見積書を提出していただく場合、促進企業又は支援企業を1名又は2名追加指名します。

1事業者からのみ見積書を提出していただく場合、促進企業又は支援企業を優先します。

名簿の公表

促進企業及び支援企業に登録された企業の名簿はホームページ等に公表します。

（公表するものは、商号・名称、代表者、事業所所在地、連絡先、業種に関する情報です。）

申請書の受付期間

- ・更新申請 ... 毎年7月1日から7月31日まで
(ただし、新規申請については随時受付しています)

申請方法及び問い合わせ先

申請書類は、障害者就労支援ホームページに掲載しています。
(「佐賀県のホームページトップ」「くらしと教育」「介護・福祉」「障害者福祉」)

申請書類に返信用封筒返信用封筒一通(定型長3サイズ、82円切手を貼付)を添えて、下記宛先に直接持参または郵送してください。

【問い合わせ先】佐賀県障害福祉課就労支援室
〒840-8570(県庁専用) 佐賀市城内一丁目1番59号
電話：0952-25-7143(直通) FAX：0952-25-730202

登録期間

原則、更新申請した年の9月1日から翌年8月31日まで
(新規の場合：登録した日から8月31日まで)

個人情報の取扱

- ・個人情報は、本審査の目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。
- ・個人情報の取扱いについては、佐賀県の個人情報保護の基本方針である「佐賀県プライバシーポリシー」に基づいて行います。

促進企業登録申請書

NO.

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
 商号又は名称
 代表者名 印
 TEL.
 FAX.

佐賀県の障害者就労施設等からの優先調達に関する要綱第3条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、同要綱第5条の規定による名簿の公表については異議ありません。

佐賀県内の支店等の名称及び所在地 (一つだけ記入してください) 県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。	名 称		
	所在地		
	連絡先	TEL.	
FAX.			
登録業種(注) (別紙の「業種分類表」から一つ選んで記入してください。)	分類番号	営業種目	
県内本・支店における	雇用率算定用労働者総数 (- × ÷100)		
	常用雇用労働者総数		
	除外率(%)		
	雇用障害者総数 (+)		
	常用雇用 (× 2 +)		
	重度障害者		
	重度以外の障害者		
	短時間雇用 (+ ×0.5)		
	重度障害者		
	重度以外の障害者		
障害者雇用率(%) (÷ ×100)			

注) 1 の計算中、 × ÷100の計算結果は、小数点以下は切り捨ててください。

2 は小数点以下第3位を四捨五入した数値を記入してください。

3 精神障害者は、常用雇用の場合は に、短時間雇用の場合は に計上してください。

4 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項に規定する事業主にあつては、公共職業安定所に提出した直近の6月1日現在の「障害者雇用状況報告書」写しを添付してください。

入札参加資格者登録番号	
-------------	--

担当者		
連絡先	TEL	
	FAX	

入札参加資格者のみ記載してください。(分類番号1~30の業種は入札参加が必要です。)

個人情報、本審査の目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

支援企業登録申請書

NO.

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者名
TEL.
FAX.

印

佐賀県の障害者就労施設等からの優先調達に関する要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、同要綱第 5 条の規定による名簿の公表については異議ありません。

佐賀県内の支店等の名称及び所在地 (一つ記入してください。) 県内に本店を置く事業者の方は記入の必要はありません。	名称		
	所在地		
	連絡先	TEL	
		FAX	
会社概要 (入札参加資格者は記載の必要はありません。)	営業内容		
	創業	年	
	資本額・出資総額	千円	
	常用労働者数	人 (うち佐賀県内支店等従業員数 人)	
	直前決算の売上高	千円	
過去 1 年間の障害者就労施設等との取引状況 (欄が不足する場合は別紙としてください。)	障害者就労施設等名		
	取引の内容		
	取引額	千円	千円
	取引開始年	年	年
登録を希望する業種及び内容 (別紙の「業種分類表」から一つ選んで記入してください。)	業種	分類番号	営業種目
	業務の内容 (取扱メーカー、取扱製品名等できるだけ具体的に記入してください。別紙でも構いません。)		

入札参加資格者登録番号		担当者	
-------------	---	-----	---

入札参加資格者のみ記載してください。(分類番号1~30の業種は入札参加が必要です。)

個人情報、本審査の目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

促進企業登録申請にあたっての留意事項

「佐賀県内の支店等の名称及び所在地」

県外に本店をおかれている事業者の方は、県内にある支店等を **1箇所** 記入してください。
(県内に本店をおかれている事業者の方は、記入の必要はありません。)

「登録業種」

登録を受けようとする業種を1つだけ記入してください。【物品調達に係る業種(分類番号1~30)の申請については、入札参加資格申請の際、第1順位で希望された業種を記入してください。】

「分類番号」及び「営業種目」は、別紙の「業種分類表」から選んでください。

障害者雇用率計算

1 「常用雇用」労働者とは、次のように1年以上継続して雇用される者をいいます。

ただし、雇用保険上の短時間労働被保険者であるものは含まれません。

イ 雇用期間の定めのない労働者

ロ 一定期間(1ヶ月、6ヶ月等)を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上イと同様の状態にあると認められる者

ハ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上イと同様の状態にあると認められる者

「出向中」の労働者は、いずれの事業主の労働者として取り扱うかは雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、県内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。

したがって、現地で採用している労働者は含みません。

いわゆるパートタイム労働者や生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣事業所と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用労働者に含まれる場合があります。詳細は公共職業安定所にお問い合わせください。

2 「短時間雇用」労働者とは、原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる方ですが、具体的には少なくとも次の要件に該当することが必要です。

1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。

1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

3 「障害者」 別表1「障害の区分」の各区分に定める要件に該当する者としてします。

4 「除外率」については、別表2「除外率一覧表」に該当する場合に、該当する業種の除外率を記入してください。

該当しない場合は「0」と記入してください。

支援企業登録申請にあたっての留意事項

「佐賀県内の支店等の名称及び所在地」

県外に本店をおかれている事業者の方は、県内にある支店等を **1箇所** 記入してください。

【物品調達に係る業種(分類番号1~30)の申請については、入札参加資格申請の際、第1順位で希望された業種を記入してください。】

「登録を希望する業種及び内容」

登録を受けようとする業種を1つだけ記入してください。【物品調達に係る業種(分類番号1~30)の申請については、入札参加資格申請の際、第1順位で希望された業種を記入してください。】

「分類番号」及び「営業種目」は、別紙の「業種分類表」から選んでください。

「業務の内容」については、見積等の参考としますので、業務の内容、取扱メーカー、取扱製品等をできるだけ具体的に記入してください。

別表1 障害の区分

障害の区分	要件
身体障害者	原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者
重 度	身体障害者のうち1級又は2級の者
知的障害者	療育手帳の所持者 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者
重 度	療育手帳で程度が「A」とされている者 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除等を受けられる程度等）とする判定書をもっている者 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者 これまでに、重度障害者介助等助成金の受給、特定求職者雇用開発助成金の受給、職場適応訓練の実施にあたって、「知的障害の程度が重い」とされた方については、「重度知的障害者」としての取扱いができる場合があります。詳細は管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の所持者で、障害の程度が1級、2級又は3級に該当する者 公共職業安定所等から精神障害者として紹介を受け雇用した方（障害者納付金制度に基づく助成金や特定求職者雇用開発助成金の受給対象者等）については、精神障害者として取扱いができる場合があります。詳細は公共職業安定所等に御相談ください。

別表2 除外率一覧表（「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」附則第一条の三）

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	百分の五
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	百分の十
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の十五
建設業	百分の二十

鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業(信書便事業を含む。)	
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業 医療業 高等教育機関	百分の三十
林業(狩猟業を除く。)	百分の三十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の四十
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業 小学校	百分の五十五
幼稚園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業(非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。)、国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)、林業(狩猟業を除く。)、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類(平成十九年総務省告示第六百十八号)において分類された業種区分によるものとする。	